

ミヨシ電子(株) 含有・付着禁止物質管理表

2019/12/1 現在

【RoHS指令対象10物質】

定義： ミヨシ電子に直接、又は、第3者経由で納入している資材のうち、納入部材に関して、下記に記すRoHS規制物質が含有・付着していない事、ないしは、各物質毎の閾値以下である事を保証する事。(但し、適用除外での用途を除く。) 又、含有している資材については、含有量状況を報告し、今後禁止物質の含有状況に変化が発生した場合には、都度報告する事が可能である事。

No.	CAS No.	RoHS規制物質名	閾値 (ppm)	主な適用除外用途・その他特記事項
R-01	-	カドミウム及びその化合物	100以下	(2011/65/EU) + (EU) 2015/863
R-02	-	鉛及びその化合物	1000以下	(2011/65/EU) + (EU) 2015/863
R-03	-	六価クロム及びその化合物	1000以下	(2011/65/EU) + (EU) 2015/863
R-04	-	水銀及びその化合物	1000以下	(2011/65/EU) + (EU) 2015/863
R-05	-	ポリ臭化ビフェニール類 (PBBs)	1000以下	(2011/65/EU) + (EU) 2015/863
R-06	-	ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDEs)	1000以下	(2011/65/EU) + (EU) 2015/863
-	-	カドミウム・鉛・六価クロム・水銀	100以下	- 納入部材が包装材料の場合 (左記閾値は、4重金属物質の合計値)
R-07	-	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) (DEHP)	1000以下	(2011/65/EU) + (EU) 2015/863
R-08	-	フタル酸ブチルベンジル (BBP)	1000以下	(2011/65/EU) + (EU) 2015/863
R-09	-	フタル酸ジブチル (DBP)	1000以下	(2011/65/EU) + (EU) 2015/863
R-10	-	フタル酸ジイソブチル (DIBP)	1000以下	(2011/65/EU) + (EU) 2015/863

【レベル I : 含有・付着禁止物質】

定義： 人の健康あるいは生態系への影響が著しい物質であって、国内法で使用禁止あるいは使用制限が行われているものであり、製品への含有・付着を禁止する以下の物質。

No	環境リスク物質
I-1	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法) 第1種特定化学物質で製造・使用が禁止されている物質 ※注1
I-2	労働安全衛生法(安衛法) で製造が禁止されている物質 ※注1
I-3	オゾン層保護法で定められたオゾン層破壊物質 ※注1
I-4	水質汚濁防止法で地下水質基準が設定されている有機塩素系化学物質 ※注1

環境リスク物質例

No.	環境リスク物質例	環境リスク物質No
1	アスベスト類	I-2
2	アルドリン	I-1
3	エンドリン	I-1
4	プロモetan(臭化メチル)	I-3
5	クロルデン類	I-1
6	クロロトリフルオロメタンなどオゾン層保護法に規定されるCFC類	I-3
7	ジブロモテトラフルオロエタンなどオゾン層保護法に規定されるハロン類	I-3
8	ジブロモフルオロメタンなどオゾン層保護法に規定されるHBFC類	I-3
9	ディルドリン	I-1
10	4-ニトロジフェニル及びその塩	I-2
11	ビス(クロロメチル)エーテル	I-2
12	ビス(トリブチルスズ) = オキシド	I-1
13	ブロモクロロメタン	I-3
14	ヘキサクロロベンゼン	I-1
15	ポリ塩化ナフタレン(塩素数3以上)	I-1
16	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	I-1
17	水質汚濁防止法で地下水質基準が設定されている有機塩素系化学物質	I-4
18	DDT	I-1
19	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール	I-1
20	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS)又はその塩	I-1

* 三菱電機グループ グリーン調達・調査対象 化学物質 に準拠しています。

* (EU) 2017/821、(EC) No1907/2006(REACH)、米国ドットフランク法 その他の規制にも客先要求により対応してまいりますので、上記の化学物質以外の個別要求をする場合があります。

注1 三菱電機(株)グリーン調達・調査対象化学物質リストをご参照ください。